

子どもが持ってる4つの権利



全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、平成28年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。また、すべての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています。

「しつけ」とは

子どもの人格や才能などを伸ばし、
社会において自律した生活を
送れるようにすることなどの目的から、
子どもをサポートして
社会性を育む行為
です。

「体罰」と 「しつけ」と の違い

「体罰」とは

子どもの
身体に何らかの苦痛を
引き起こし、または
不快感を意図的に
もたらす行為(罰)
です。

児童虐待 とは？

身体的虐待…暴力をふるう。戸外に閉め出す。など
ネグレクト…適切な衣食住の世話をしない。子どもを家に残したまま度々外出する。など
心理的虐待…言葉でおどす。無視する。子どもの目の前で大人同士の喧嘩。など
性的虐待…性的ないたづらをする。性器や性交を見せる。裸の写真や動画を撮る。など

児童虐待かも…と思ったら、
すぐにお電話ください。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

通話料無料

※一部のIP電話からはつながりません

子育て・出産に悩んだら、ひとりで抱え込まないで、
お気軽にお電話ください。

● 家庭児童相談室(こども未来課)

☎ 098-840-8191

● 子育て世代包括支援センター(健康推進課)

☎ 098-840-8126

● 地域子育て支援センターぬくぬく

☎ 098-852-3633

● 子育て広場ぽかぽか

☎ 098-992-6508

● 子育て広場まかべ

☎ 098-997-2835

愛の鞭ゼロ作戦

子供を健やかに育むために

POINT 1
子育てに体罰や
暴言を使わない

POINT 2
子どもが親に
恐怖を持つと
SOSを伝えられない

POINT 3
子どもの気持ちと
行動を分けて考え、
育ちを応援

POINT 4
親自身が
SOSを出そう

POINT 5
爆発寸前の
イライラを
クールダウン

子育ての毎日は、子どもの成長への喜びや驚きにあふれています。しかし、同時に子育てに迷ったり、不安になったり、思うようにいかないこともあります。そんなとき、つい子どもを怒鳴ったり、手をあげてしまったりといった経験はありませんか？子育てや家庭の問題など様々なストレスが時に子どもへの虐待の引き金となっていることがあります。

糸満市では、社会全体の宝である子どもが家庭や地域のぬくもりの中で、愛されて育ち、守られ、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことを願い、「糸満市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。これから先、体罰や児童虐待のないまちを目指して、児童虐待防止に向けた様々な取り組みを実施します。

条例制定の目的

糸満市は、子どもを虐待から守ることに関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の未然防止および早期発見、虐待から子どもたちを守るために必要な施策の基本的な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長および発達に寄与することを目的に「糸満市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。

児童虐待防止に向けた具体的な責務

〔市の責務〕

- 子どもにとって最善の利益となるよう取り組む。
- 子育て家庭が孤立することのないよう必要な支援を行う。
- 専門的な知識および技術の修得に関する研修等を行う。
- 人材の確保および資質向上を図ることで人材の育成に努める。
- 体罰の禁止および虐待の通告義務等について啓発する。

〔保護者の責務〕

- 虐待を決して行わず、子どもの健全な成長、発達に努める。
- 子どもの自主性および自発性を育む健全な養育に努める。
- 体罰を加える行為その他の心身の苦痛を与える行為をしない。
- 子育てに係る生活環境が地域社会から孤立しないよう努める。
- 関係機関等による指導、助言等に対し、必要な改善を行う。

「糸満市子どもを虐待から守る条例」が
公布されました。

令和3年12月28日に

こどもへの虐待ゼロへ



☎ こども未来課
☎ 840-8191

〔市民等の責務〕

- 虐待の未然防止および早期発見に努める。
- 子育てに係る保護者の負担を理解し、地域で子育て家庭を見守る。
- 市が行う子どもの安全の確保に協力するよう努める。

〔関係機関等の責務〕

- 虐待の未然防止および早期発見に努める。
- 子どもを虐待から守るため、虐待防止に関する施策に協力する。